

郎可學と云て學之けるに、安くあげぬ。故に市五郎は不試となり。右の重さ八十貫目と彫て有ける。則石工に因て加賀宰相家來金田大右衛門學之と、年號月日を彫記しけるとなん。右鐵炮の事に付舊聞を記しぬ。かゝる事を石に刻める事、手木足輕にはさもあるべき事なるべし。

## 一、山田藤右衛門二十度の火災

東都年々の火災不可學數事共なり。役者觸頭山田藤右衛門と云ものあり。其親一代の内、家を焚く事三十一ケ度に及びぬ。其身世に罷成十九ケ度家を焼ぬ。他人の力を仰で屋を造り、財を集むといへども、最早宅地に住する事も不叶なりぬ。此者親以來會津侯保科氏へ恩庇の筋目有之に付、保科公仰けるは、某芝の下邸は數十年に至れども火災の難なし。邸内の長屋可有御貸の間、妻子共其内へ入居住すべしとありければ、藤右衛門大に悦びて其命に隨ふ。然處十二月二十五日松平陸奥守殿邊より火發り、會津侯下邸も延焼し、藤右衛門妻子あかはだかにて、漸くに身を以てまぬかれぬと。於是二十ケ度に及びたり。今春三郎右衛門は三河町に宅地あり。四年の内四ケ度焼たり。

## 一、小幡助六の忠心義膽

石田三成の近習の臣に、小幡助六信世と云あり。助六は上野州の人にして、上野介信繁が三男也。十五歳の時より立身に心を懸て、本國より大坂へ赴き、諸侯の家風を窺て仕官の望を志す。時に石田治部少輔は太閤の寵臣にて、日本一の大名にも可成様に風聞有之候。石田家に幸知る人あるに因て願を通す。助六容色美麗なり。三成常に男色を好める故に、一度見之大に悦び、則召抱て寵愛日に深し。助六美童なるのみならず、才智忠勤の人なる故、三成益々氣に入段々取立、成長の後二千石を興へて、小姓・近習・納戸等の惣頭を申付たり。慶長五年九月關原一戰の時も、主従影形の如く隨へり。三成軍敗れし刻、助六は大敵に取圍まれ三成を見失ふ。數度敵軍を切抜け主人を尋ねれども、其所在を不知。遂に江州石山邊へ逃行て、猶三成が行衛を尋て隠れ居ぬ。徳川公は江州大津の驛に陣をすゑ、此度の張本人石田三成逐電せる間、搜し出すべしと諸將に命ぜらる。石山邊の村民、助六を見知ものありて多く相かたらひ、夜中に助六が隠れ居し所へ潜に推入り無難生捕、大津の陣

へ引し、此者三成が近臣に候條、三成行方御尋の爲に捕捕て獻上すと云。徳川公聞召、郷民等へは黄金貳十枚賜て、其後彼囚をば御前へ召出し、三成が行方を被尋。助六庭上に跪き聊應せる氣色なく、謹みて申けるは、某は三成譜代の士小幡助六と申者にて候。其故治部少輔居所能く存知候。乍然御憐察を可被加候。年來主人の恩庇にて身の安樂を極め、今我身の患難を遁んとて、恩義を忘れ主人の在所を可被申候哉、たとひ骨を碎かれ肉を醜にせらるゝとも、行衛を申儀は難成候。御疑においては可有拷問とぞ申けり。徳川公云。忠義勇兼備の士、尤精兵と云ふべし。汝は治少めが行方を存知たる者には非ず。若在所を知らば、主人の先途を可見屈氣象なり。不知が故に相離れたるものなり。若行方を知たりとも、汝においては不可言。何とて拷問に及ばんや。凡主將たる者、汝が如きの忠臣は褒稱すべき者也。若拷問などせば、勇士たる者の志を失ふべし。早々繩を解て宥すべしと仰ければ、助六をば御前を退け忽赦免せられけり。然るに助六近邊の寺院へ走り入、寺僧に告て云。某は石田殿の近臣小幡助六信世と云者なり。今日

敵に生捕れ、既に誅せられん所に不慮に命助りぬ。然共再び恥辱に逢んも無本意、爰にて腹切らん。死骸を隠し給るべしと云まゝに自害し果ぬ。寺僧抑へなんとするに透間もなく力不及。則大津に至て其趣を言上す。徳川公大に惜ませ給ひしと也。

## 一、栗野木工頭の事

栗野木工頭秀用初め喜左衛門と云、奥州の人にて伊達正宗の従士たり。罪を蒙りて流浪し、奥州に蟄居す。此時太閤にはいまだ木下藤吉郎と申けるが、名譽東西に聞え、日々月々に武威赫々たるよし秀用傳へ聞て、はる／＼尾州に來り、縁を索て秀吉の従士となる。此人武勇才智、戰場に赴く毎に、拔がけ夜かけ別て得ものにて、不時に馳出で敵を誘出し、高名する事數を不知。秀吉大に悦び段々取立、秀吉播州姫路城主たる時、一萬石を賜て物頭にせり。秀用忠勤の者ゆゑ三萬石まで給る。此事正宗聞て大に怒り、我家人は大小となく一人も他國へ不出、故に勘當し不免に、秀用上方へ逃上り、剩へ秀吉に仕へかゝる風情、我家の瑕瑾なりとて、頓て秀吉公へ其趣を斷る。御家に栗野木工頭と申者